に改め、同表附則第三十条の二の二十第一項の項中

金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額）	金額

を

金額（地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者にあつては、法附則第二十四条第一項の規定の例により算定した金額）	千分の五
金額	千分の四

に改め、同表附則第三十条の二の二十第二項、第四項及び第五項の項を次のように改める。

附則第三十条の二の二十第二項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間
	千分の五	千分の四

第七条第二項の表附則第三十条の二の二十第六項の項の前に次のように加える。

附則第三十条の二の二十第四項及び第五項	組合員期間	組合員期間のうち旧地共済施行日前期間

第十七条第一項中「改正後厚生年金保険法第四十三条第三項」を「厚生年金保険法第四十三条第三項の規定、改正後厚生年金保険法」に改め、同項の表改正後厚生年金保険法第四十三条第三項の項を次のように改める。

厚生年金保険法第四十三条第三項	受給権者	被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「平成二十四年一元化法」という。）附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金の受給権者（平成二十四年一元化法附則第五条の規定により被保険者の資格を取得したものに限る。）

被保険者であつた期間	旧地共済施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二号に規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一元化法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間とを合算した期間をいう。以下同じ。）
老齢厚生年金	平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項に規定する給付のうち退職共済年金

として、当該退職共済年金

第十七条第一項の表改正後厚生年金保険法第四十三条の二第二項第一号の項中「なお効力を有する改正前地共済法」の下に「（平成二十四年一元化法附則第六十一条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前地共済法（平成二十四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）をいい、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。以下「平成二十七年経過措置政令」という。）第十四条第一項の規定により読み替えられた規定にあつては、同項の規定による読替え後のものとする。以下同じ。）」を加える。

（令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令の一部改正）

第四条　令和三年度における旧地方公務員等共済組合法による退職年金等の給料年額改定率の改定に関する政令（平成二十八年政令第百三十二号）の一部を次のように改正する。

題名中「令和三年度」を「令和四年度」に改める。

本則中「令和三年度」を「令和四年度」に改め、本則の表中「一・二一二」を「一・二一七」に、「一・二三二」を「一・二二七」に、「一・二五九」を「一・二五四」に、「一・二六五」を「一・二六〇」に、「一・二七一」を「一・二六六」に、「一・二八一」を「一・二七六」に、「一・二九二」を「一・二八七」に、「一・二九三」を「一・二八八」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和四年四月一日から施行する。

（旧地方公務員等共済組合法による年金である給付の額等に関する経過措置）

第二条　令和四年三月以前の月分の地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百八号）附則第二条第七号に規定する退職年金、減額退職年金、通算退職年金、障害年金、遺族年金又は通算遺族年金の額及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十六号）附則第二条に規定する旧退職年金、同法附則第八条に規定する旧公務傷病年金若しくは同法附則第九条に規定する旧遺族年金又は同法附則第十二条第一項に規定する特例退職年金、同法附則第十七条第一項に規定する特例公務傷病年金若しくは同法附則第十八条第一項に規定する特例遺族年金の額については、なお従前の例による。